

町民広場陸上競技場の使用にあたっての遵守事項

1. 趣旨

陸上競技場の芝生の良好保持および円滑な管理を行うため、使用者の遵守事項を定めるものである。

2. 使用可能な競技

- (1) 陸上競技
- (2) 軟式野球
- (3) グラウンド・ゴルフ
- (4) 少年サッカー
- (5) ペタンク
- (6) その他の競技については、施設管理者と協議による。

3. 使用方法

(1) 共通事項

- ①使用者は、芝生の良好保持に努めること。特に、使用時に芝生が剥がれた場合、剥がれた芝を元に戻してから、別紙1にあるA球場およびB球場の道具小屋内に設置した土嚢の砂を使用し、目地埋めをするなどの補修に努めること。
- ②一定の場所での反復使用を控えること。また、クーラーボックスなどの重い荷物は直接芝生に置かないこと。
- ③別紙1の道具小屋には、野球用ベース・ラインカー・グラウンドレーキ・グラウンドブラシ・スコップ・バケツがあるので、必要に応じて使用すること。また、道具を使用した場合は、元の場所に戻すこと。
- ④カラーコーン、テーブル、放送機材、スプリンクラーなどの施設の備品を使用する場合は、事前に施設管理者と協議すること。
- ⑤ウォーミングアップをする場合、クレアエリア（トラック）を使用すること。
- ⑥陸上競技場を使用する際に、各競技用のシューズを使用すること。各競技別で使用できるシューズについては以下のとおりとする。
 - ・陸上競技（スパイクシューズ・ランニングシューズ・トレーニングシューズ）
 - ・軟式野球（スパイクシューズ・トレーニングシューズ）
 - ・グラウンド・ゴルフ（芝生やクレアで運動のしやすいスポーツシューズ）
 - ・少年サッカー※【(2) 少年サッカーで利用する場合】を参照
 - ・ペタンク（芝生やクレアで運動のしやすいスポーツシューズ）
 - ・その他の競技（芝生やクレアで運動のしやすいスポーツシューズ）
- ⑦使用者は、使用後にクレアエリア（野球の内野部分）を、グラウンドレーキやグラウンドブラシを使用し、平らにならすこと。

⑧使用開始は令和3年11月1日からとする。

(2) 少年サッカーで使用する場合

①芝生エリアは練習のみの使用とする。大会での使用は不可とする。

②使用の際には、トレーニングシューズのみとし、スパイクシューズは不可とする。

③使用できるエリアは、別紙1のA・Bに分けた半面のみとし、A・Bの順番で、隔週（週の初めは日曜日として、土曜日までの7日間）で使用する。

④使用料については、全面分の使用料とする。

⑤サッカーゴールについては、A球場ライト側にあるゴールを使用者が設置し、使用後に元に戻すこと。

4. その他使用上の注意事項

(1) 使用にあたっては、公共施設案内・予約システムにおいて仮予約をし、次に生涯学習課の窓口にて本予約の手続きをし、「施設使用許可書」の交付を受けてから使用すること。

(2) 公共の競技場であることを十分理解し、常識のある（モラルやマナーを守る）施設使用をすること。

(3) 使用者同士が互いに注意し、使用すること。

(4) 駐車場の使用については、事前に施設管理者と協議を行うこと。

(5) 使用時間は、準備・片付け等の時間を含むものとし、時間は厳守すること。

(6) 町民広場敷地内は禁煙とする。

(7) 酒気帯び、危険物の持ち込み、火気の使用、他人に不快感を与える行為や迷惑をかける行為、施設や器具を破損する行為は禁止とする。また、許可なく物品の販売や張り紙等の行為は禁止とする。

(8) ケガのないよう、準備運動を十分に行うこと。

(9) 事故、ケガ等に対する保険は各自にて行うこと。

(10) 貴重品等の管理は各自で管理することとし、町は一切の責任を負わない。

(11) 利用した際のゴミは、必ず各自で持ち帰ること。

(12) その他、施設管理者の指示に従うこと。

町民広場配置図

